

2010年 第1087
4月15日 (毎月15日発行)
1972年9月18日 第三種郵便物認可

地域と人権

発行 全国地域人権運動総連合
(「解放の道」改題)

〒110-0003 東京都荒川区南千住2-16-6

TEL (03)5615-3395 FAX (03)5615-3396

全国人権連ホームページ: URL=http://zjr.sakura.ne.jp/

=日弁連人権委員長と意見交換=

国から独立、糾弾許さぬ人権機関を

権力集中の人権機関に危惧 建設的な問題提起求む 藤原委員長

全国地域人権運動総連合(丹波正史議長)は3月26日、京都市内で日本弁護士連合会が発表した「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱」について、日弁連国内人権機関実現委員会の藤原精吾委員長と意見交換をしました。
人権連側は「国内人権機関は国民の合意形成が前提」と前置き、日弁連が旧政府の人権擁護法案や民主党案を「表現の自由を規制する」と反対、「人権機関は差別禁止法の制定を求めるものではない」とする考え方に理解を求めたが、人権委員会が一部の言論表現を規制するなどの人権の判定・権威者としての権力が集中することに危惧を示しました。藤原委員長は「第三者としてキャスティングポートを握っている団体からも声をあげて欲しい」と訴えました。

国内人権機関の必要性について藤原委員長は、人権侵害をめぐり最近の状況にふれ、東京での政党機関紙号外配布事件に

みられる公安調査庁や徳島、名古屋の刑務所での受刑者に対する人権侵害など公権力による人権侵害書が起っており、裁判所だけでは対応できない。法務省の人権擁護委員制度は人権救済で



藤原精吾弁護士

所だけでは対応できない。法務省の人権擁護委員制度は人権救済で置けるよう日本政府は勧告されているが動きが鈍い。日弁連として200

8年11月に「国内人権機関の制度要綱」をまとめた。部落解放同盟や人権市民会議などは日弁連案に理解を示している。私たちは特定の団体に利用される人権機関では困ると考えていると説明。廃案になった人権擁護法案や「解同」の人権侵害救済法の動きにふれ同委員長は「旧政府案とほぼ同じ民主党案や『解同』案の問題点を批判している人権連の考えは正しい」とエール。

人権連側からは、中央、地方での人権委員会の構成の問題、糾弾行為を排除、「解同」に利用されない人権機関というけれど、法律なり機関ができる「解同」はそれを根拠に権利を主張するのは目に見えている。裁

「公安、刑務所を管轄する法務省に人権救済機関を置くことはナンセンス。差別と虐待でも、具体的ケースがないと認められない。労働問題は排除している。人権委員は中央に3人だけ。マスコミ規制は国民の知る権利

を規制する」と問題点を上げて批判しました。さらに「権利は宣言だけでは守れない、侵害される。日本では憲法違反のレッドパージの権利回復がなおざりにされている。権利回復の制度などとりわけ公権力の人権侵害からの救済は必要」と強調。

法務省案、民主党案と日弁連要綱の対照表2 救済の範囲 (日弁連パンフより)

項目	2002年法務省案	民主党案	日弁連要綱
1 労働関係 特別人権侵害	取り扱わない 厚生労働大臣にすべて委任	取り扱う	取り扱う
2 公権力による人権侵害	差別と虐待に限り対象とする	差別と虐待に限り対象とする	公権力によるすべての人権侵害を対象とする
3 私人による人権侵害	・不当な差別 ・不当な差別的言動 ・不特定多数の者に対する不当な差別助長誘発行為	・不当な差別 ・不当な差別的言動 ・不特定多数の者に対する不当な差別助長誘発行為	・社会的影響力のある組織集団・個人による人権侵害が対象 ・但し雇用、教育、公共施設の利用、物品・不動産・役務の提供における不当差別は対象とする
4 報道機関等による人権侵害	特別救済の対象とする ・私生活に関する報道をし、名誉又は生活の平穩を著しく害すること ・つきまとい、持ち伏せ等 ・電話、FAX送信	特別救済の対象としない(自主的解決を求める)	自主的第三者機関が優先的に取り扱う これに不服があれば受理して調査 事前差し止めはしない
5 不特定多数に対する公然とした差別助長誘発行為	停止勧告ができる 差し止め訴訟ができる	停止勧告ができる 差し止め訴訟ができる	差別助長・誘発情報の公然指摘に対しては警告、勧告 それ以外は対象としない

高校無償化は朝鮮学校を含む すべての子どもに等しくすべき

全国人権連は3月19日、丹波正史議長名で鳩山由紀夫内閣総理大臣あてに、すべての子どもに等しく高校の授業料を無償化すべきとして要請文を提出しました。

高校無償化法は公立高を設置する地方自治体が授業料を原則として徴収せず、国が減収分を補てん。私立高には世帯の年収に応じて生徒1人当たり年額約12万〜24万円を一括支給するものです。

無償化は先進国の多くが実施しており、高校を実質的に義務教育とする第一歩として評価します。しかし政府は4月実施に際して朝鮮学校の扱いを第三者機関で検討するとして除外する方針です。

あることから、国連の人種差別撤廃委員会は「教育の機会提供に一切の差別がない」状態を確保するよう日本政府に勧告しました。以下は要請文の抜粋です。

日本の小・中学校、高校にあたる朝鮮学校は、朝鮮史や朝鮮語の授業を除いて、日本の学習指導要領に準拠したカリキュラムをとっています。朝鮮学校は都道府県に教育内容を届けており、都道府県は朝鮮学校に一定の助成をしています。ほとんどの大学が朝鮮高級学校卒業生に日本の高校卒業生と同等の受験資格を認めているのが現状であり、朝鮮学校が「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に該当することとは明らかです。

また国内に居住する外国人の子どもたちの教育を保障することは、国際社会の一員としての日本の責務です。朝鮮学校は全国に10校あり、生徒の総数は約2000人。朝鮮籍は46%で、韓国籍が51%を占め、大半が国内で生まれ居住し、多くが将来も日本社会で生活していくことから、政府が教育を保障するのは当然です。

朝鮮学校などの民族学校は子どもたちの教育に不可欠の役割を担っていることを認め、少なくとも日本の私立学校と同等に扱うべきです。

鳩山総理は、総理自身がいう「友愛」の理念や、1995年に人種差別撤廃条約を批准した立場からも、子どもたちを直接関係のない外交や制裁措置に巻き込むことなく、断固としたイニシアチブを発揮することを要請します。

本流

最近、医療費のことで相談がよく持ち込まれる。約3500万人が加入する協会けんぽ(旧政管健保)は4月から収入の8・20%から9・34%へと大幅な負担増となる。平均年収374万円の年で年4万2000円(労使折半)増える。2年後には再値上げ、医療保険制度の一元化に向けての傷病手当、出産手当の段階的削減の検討もすすめられようとしている。約3800万人加入の国保はさらに危機的。保険料は、同じ所得層対比で協会けんぽの約2倍。低所得者が占める比率が高いだけに、払いたくても払えない人の出現率が高くなるのも必然。資格証明書は31万世帯となり無保険状態となる人々が増え、命の問題となっている。広島市やさいたま市では資格証発行はゼロ。京都市では市長選挙を通じて国保料を引き下げることに。これらの自治体の努力を評価しながら、国庫補助増額など国として皆保険を充実させる政策が求められている。約1300万人が加入する後期高齢者医療制度の廃止を先送りしている鳩山内閣だけに、7月の参院選には医療保険制度全体を大きな争点にしたいものです(S)